

特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5192002号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

サージエネルギー変換回路

特許権者  
(PATENTEE)

台湾台北縣永和市保安路288號24樓  
国籍 台湾  
廖 順安

発明者  
(INVENTOR)

廖 順安

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2010-015160

出願日  
(FILING DATE)

平成22年 1月27日(January 27, 2010)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

平成25年 2月 8日(February 8, 2013)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成25年 2月 8日(February 8, 2013)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

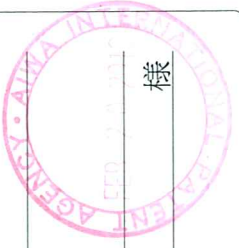
深野弘行



特許証送付先

住所  
〒104-0045  
東京都中央区築地一丁目12番22号コンド  
ビル4階 あいわ特許業務法人内

氏名  
竹本 松司  
様



特許権設定登録通知書

特許番号 第5192002号  
登録日 平成25年 2月 8日  
出願番号 特願2010-015160  
出願日 平成22年 1月27日  
請求項の数 12  
納付年分 第3年分まで  
受領金額 14,100円  
受領日 平成25年 1月30日

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日（出願公告を経て特許になった場合は、公告日）の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができず。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許料納付期限日

| 納付年分  | 納付期限日       |
|-------|-------------|
| 第4年分  | 平成28年 2月 8日 |
| 第5年分  | 平成29年 2月 8日 |
| 第6年分  | 平成30年 2月 8日 |
| 第7年分  | 平成31年 2月 8日 |
| 第8年分  | 平成32年 2月 8日 |
| 第9年分  | 平成33年 2月 8日 |
| 第10年分 | 平成34年 2月 8日 |
| 第11年分 | 平成35年 2月 8日 |
| 第12年分 | 平成36年 2月 8日 |
| 第13年分 | 平成37年 2月 8日 |
| 第14年分 | 平成38年 2月 8日 |
| 第15年分 | 平成39年 2月 8日 |
| 第16年分 | 平成40年 2月 8日 |
| 第17年分 | 平成41年 2月 8日 |
|       |             |
|       |             |
|       |             |

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708